

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

令和5年(2023年)4月1日

草加市長 瀬戸 百合子



次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により許可します。

第 5 号

住 所 [法人の方は、主たる 事務所の所在地]	埼玉県草加市小山一丁目20番41号
名 称	環境衛生株式会社
氏 名 [法人の方は、代表者 の氏名]	代表取締役 加藤 良 恵
取扱廃棄物の種類	可燃ごみ・不燃ごみ・し尿・浄化槽汚泥
収集、運搬の別	収集・運搬
業務の区域	草加市内全域
許可の有効期間	令和5年(2023年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例、その他関係法令を遵守すること。</li><li>2 許可区域外で発生した廃棄物は取り扱わないこと。</li><li>3 一般家庭系ごみと混合収集しないこと。</li><li>4 許可の範囲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物の収集運搬に限る。</li><li>5 処分先については、一般廃棄物処理業許可申請書のとおりとすること。</li><li>6 特定家庭用機器再商品化法に定める対象機器(以下「特定家電」という。)は、法律に基づき適正な処理を行うこと。</li><li>7 2の条件にかかわらず、川口市、越谷市、春日部市内から発生する特定家電に限り、許可区域内の指定引取場所へ荷卸しすることができる。</li><li>8 収集量についての月次及び年次報告書を提出すること。</li></ol>